

令和8年度 台風等に対する非常措置のお知らせ

本校においては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨、暴風など6種類）」または「暴風警報」が発表された場合及び松尾学区に「避難指示」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 特別警報について

- (1) 登校前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前0時までに解除になった場合 5校時から始業（給食は中止）⇒ 午後1時に集団登校集合
※金曜日は臨時休業
 - ・午前0時現在、特別警報発表中の場合 臨時休業

2 暴風警報について

- (1) 登校前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前7時までに解除になった場合 平常授業
 - ・午前9時までに解除になった場合 3校時から始業 ⇒ 午前10時に集団登校集合
 - ・午前11時までに解除になった場合 5校時から始業（給食は中止）⇒ 午後1時に集団登校集合
※金曜日は臨時休業
 - ・午前11時現在、警報発表中の場合 臨時休業

3 大雨警報（危険警報）、洪水警報（危険警報）等が発表された場合について

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページやすぐーる等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。（特に、全市的に避難指示が発令された場合などを想定しています。）

4 避難指示が発令された場合について

本校の校区である松尾学区は、「桂川の浸水想定区域」であるため、避難指示の発令対象地域です。松尾学区に避難指示が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

5 在校中に特別警報・暴風警報が発表、もしくは避難指示が発令された場合について

直ちに臨時休校とした上で、下校の安全が確認でき次第、下校の措置を取ります。

その後、帰宅については、

- (1) 特別警報の場合 **すべての児童が保護者への『引き渡し』**となりますので、速やかにお迎えにきていただきますようお願いいたします。
- (2) 特別警報以外の場合 『**集団下校**』または『**学校待機後に引き渡し**』となります。家庭環境調査票上で選択いただいた内容をお子様とともにご確認ください。

※家庭環境調査票・緊急時引き渡しカードに書いていただいた内容から変更がある場合や、登録している内容をお忘れの場合や紛失した場合は、担任まで連絡帳もしくは電話にてご連絡ください。

令和8年度 地震等に対する非常措置のお知らせ

本校においては、京都市域において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

1 登校前に発生した場合

- (1) 京都市域に震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。これは、学校所在の西京区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。
- ・ 下校後、午前0時まで発生した場合 翌日を臨時休業
 - ・ 午前0時以降、登校まで発生した場合 当日を臨時休業
 - ・ 休業日、休業前日の下校後に発生した場合 原則として休業明けの登校日を臨時休業
⇒ 安全が確認でき、授業等を実施する場合は、学校ホームページやすぐー等により、授業等を実施する旨を連絡します。
- (2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2 在校中に発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは、児童を学校に留め置くこととします。

帰宅については、すべての児童が保護者への『引き渡し』となります。

3 家庭での啓発

災害時、急に考えたり行動したりすることは難しく、普段から備えておくことが重要です。

大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため、「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、ご家庭でも話し合いや確認をお願いします。